

綾瀬市葬儀生前契約支援事業のご案内

事業の内容は

ひとり暮らしで身寄りがない方などが、自身の葬儀・納骨について20万円程度で生前に葬祭事業者と契約を結び、万が一の時は契約事業者が葬儀・納骨を実施する事業です。

※この事業は、対象者および協力葬祭事業者に対して市から補助金などを支給するものではありません。

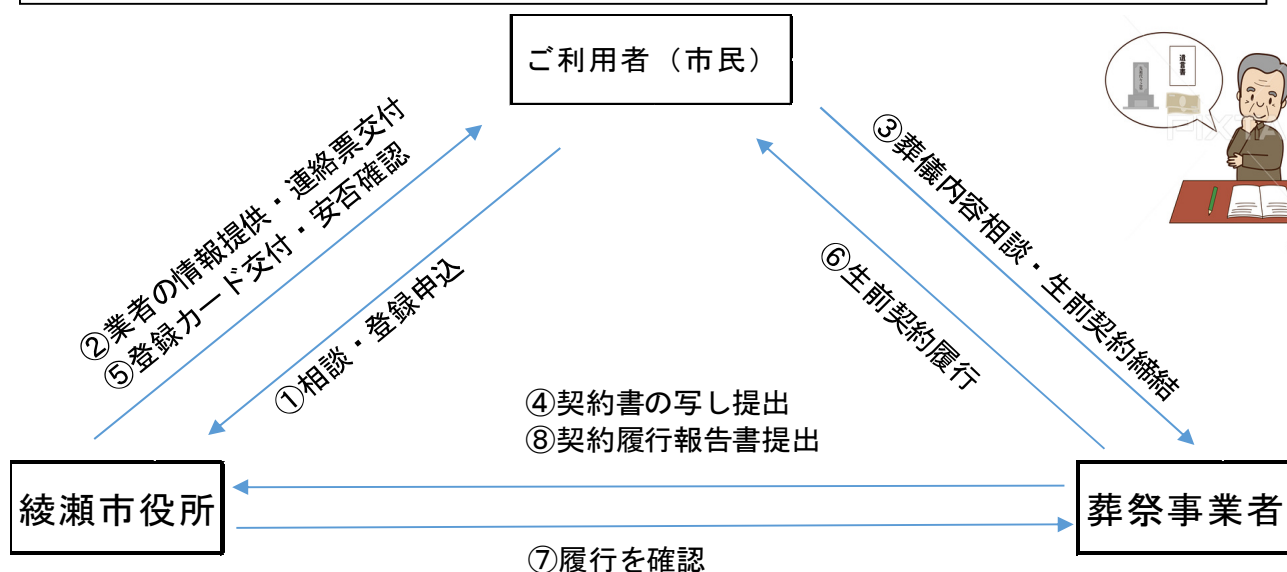


ご利用できる方は

65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯で身寄りがなく、月收入16万円以下、預貯金などが100万円以下で、不動産を所有していない市民の方がご利用になれます。詳しくは、御相談をしてください。

ご利用者が行うこと

- ・市役所へ相談、登録申込
- ・葬祭事業者と葬儀・納骨などに関する生前契約、支払い（本人負担）
- ・登録カード（携帯用）を常時携帯、登録カード（自宅掲示用）を玄関等に掲示



綾瀬市役所が行うこと

- ・相談、登録申込受付、協力葬祭事業者の情報、連絡票提供
- ・登録者に登録カードを発行（携帯用と自宅掲示用）
- ・登録者の情報管理、安否確認
- ・葬儀生前契約の履行確認

葬祭事業者が行うこと

- ・相談者に葬儀・納骨、遺品整理、支払い、整理等の情報を提供
- ・生前に契約締結
- ・契約書の写しを市役所へ提出
- ・登録者本人の死後、契約内容を履行
- ・市役所へ契約履行報告書の提出

相談は 平日8時30分から17時まで（12時から13時までを除く）

問い合わせは 生活支援課 生活支援担当 電話0467-70-5624